

学校再開に対する取組について

1 感染拡大防止対策の徹底について

府や近隣の感染状況を踏まえ、京田辺市教育委員会と連携し、感染拡大防止を徹底しながら教育活動を行います。

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ア 登校時、授業と授業の間や給食時間前、長時間休憩後等のこまめな手洗いや咳エチケットを徹底するよう指導。
- イ 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する器具等）を教職員による毎日の消毒。
- ウ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導。

(2) 集団感染のリスクへの対応（「3密条件」の回避等）

- ア 教室等のこまめな換気を実施。
- イ 教室内の座席と座席の間隔をできる限り広く確保するなど席配置を工夫。
- ウ 飛沫を飛ばさないよう、やむを得ない場合や場面を除き、必ずマスクを着用するよう指導。また、教職員、来校者もマスクの着用を徹底。

(3) 児童生徒等の健康管理の徹底

- ア 家庭と連携した「健康管理票」の活用と、健康観察を徹底。
- イ マスク着用に伴い、熱中症のリスクが高まる可能性があるため、室温調整やこまめな水分補給等の実施。

2 新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導と心のケアについて

児童が、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付け、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を実施します。併せて、感染者や医療従事者等への差別や偏見を持たないように指導します。

また、長期の休業や感染に対する不安等による、児童の心のケアについては、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やカウンセラー等による支援を行います。

3 各教科等の指導における留意事項

- (1) 各教室の席は全員が前を向く講義型（一斉授業の形態）を基本として、席間についてもできる限りスペースを空けるなど席配置を工夫。
- (2) 児童生徒同士の話し合い活動やグループ活動等については、近距離での会話とならないよう、また、それが難しい場合は、当面、行わない等、授業展開を工夫。
- (3) 各教科等の特性上、感染症対策を講じてもお飛沫感染等の可能性の高い活動を行う場合等については、順序の変更等の工夫。
- (4) 具体的取組について
現時点で今年度は以下の行事について、中止・見直しを行います。
 - ・プール指導及び交通機関を用いた1学期の校外学習は実施しません。
 - ・修学旅行、林間学習はいったん2学期に延期の上、実施の有無について検討を行います。
 - ・密集を避けるため、クラブ活動は1学期の間実施しません。（他の教科授業に振り替えます）

4 給食の実施について

以下に留意し、6月4日（木）（1年生は8日（月））から給食を再開します。

- (1) 配食・会食前や返却後の手洗い、給食当番の白衣・マスク着用等、感染防止対策を徹底。
- (2) メニューや配膳方法を工夫し、配膳時の感染リスクの減少を図る。
- (3) 会食時は、飛沫を生じないように、机を向かい合せにしないで会話を控える。

5 学習内容について

学習指導要領に従い、感染拡大の防止に努めつつ、児童等の負担にも配慮しながら、様々な工夫を行い、履修すべき内容の学習に取り組みます。また、開始当初に旧学年での学習内容の確認と定着を行う時間を設けるとともに、新学年でも関連した内容を取り上げながら授業を行います。

併せて、夏休みの短縮や、学校行事の見直しを行い、授業時数を確保します。